

## ひので暮らし応援券換金・精算要領

令和8年2月6日

訓令第2号

(目的)

第1条 この要領は、ひので暮らし応援券交付事業実施要綱（以下「要綱」という。）第9条第2項及びひので暮らし応援券取扱事業者要領（以下「取扱事業者要領」という。）第10条第2項の規定に基づき、ひので暮らし応援券（以下「応援券」という。）の換金及び精算に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 本要領において使用する用語の意義は、要綱及び取扱事業者要領の定めるところによる。

(換金の対象)

第3条 換金の対象となる応援券は、次に掲げる要件をすべて満たすものとする。

- (1) 応援券事業に基づき適法に交付されたものであること
- (2) 有効期間内に使用されたものであること
- (3) 取扱事業者印及び所定の記載がなされていること
- (4) 破損、汚損等により真偽の確認が困難でないこと

(換金事務事業者)

第4条 換金事務事業者は、日の出町商工会、西武信用金庫日の出支店、JAあきがわ日の出支店及び青梅信用金庫増戸支店とする。

(換金事務内容)

第5条 換金事務事業者は町からの事業実施資金を元金として、換金事務事業者間で連携を取りながら取扱事業者の換金対応を行う。

2 日の出町商工会は本事業実施期間中、定期的に使用済み応援券をその他換金事務事業者から引き取る。引き取る際は、換金事務事業者と使用済み応援券の枚数を確認し、授受証明書（様式第1号）を取り交わす。

3 日の出町商工会は本事業実施期間中及び本事業終了後、使用済み応援券の枚数等を取扱事業者ごとに取りまとめ報告書を作成し、町長へ報告する。

(換金請求)

第6条 取扱事業者は、町長が定める期日までに、換金事務事業者へ次に掲げる書類を提出することで換金請求ができる。

- (1) ひので暮らし応援券換金請求書（様式第2号）
- (2) 使用済み応援券
- (3) 登録証
- (4) 通帳

(5) その他町長が必要と認める書類

(換金額)

第7条 換金額は、提出された使用済み応援券の券面額の合計額とする。ただし、次条に該当するものは、この限りでない。

(不換金となる場合)

第8条 次に掲げる応援券は、換金の対象としない。

(1) 要綱、取扱事業者要領又は本要領に違反して使用された応援券

(2) 有効期間を経過したもの

(3) 偽造、変造又は不正に取得された疑いがあるもの

(4) 取扱事業者以外が受領したもの

(5) 取扱事業者要領第7条で発行された登録証と異なる種別の応援券

(6) その他町長が不相当と認めるもの

(換金方法)

第9条 換金事務事業者は、第5条第1項の規定により換金請求があったときは、その内容を審査の上、適正と認めた金額を、取扱事業者が指定する金融機関口座へ振込により支払うものとする。

2 日の出町商工会は月末締め翌月払いで換金対応をする。

3 日の出町商工会以外の換金事務事業者は取扱事業者からの換金請求後、速やかに換金額を支払う

(精算)

第10条 町長は、第5条第2項により換金事務事業者から提出される報告書をもとに内容を精査し、精算を行う。

(不正行為への対応)

第11条 町長は、取扱事業者が不正に換金請求を行ったと認めるときは、換金の停止、返還請求その他必要な措置を講ずることができる。

(委任)

第12条 この要領に定めるもののほか、本事業の実施に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要領は、令和8年2月6日から施行する。